6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　構成員の数は、２社または３社とする。
⑵　構成員の組合せ　構成員の組合せは、当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　すべての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率
①　構成員の数が２社の場合　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率でなければならない。
②　構成員の数が３社の場合　すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者
競争参加資格が有ると決定したときから工事の請負代金の完成払をしたときまで
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者
競争参加資格が有ると決定したときから契約の相手方が確定したときまで
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成23・24年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。(経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は、当該再認定の申請において用いたものに限る。)
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中野　則夫　が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

阪神高速道路株式会社における平成25・26年度建設工事及び平成25～28年度測量・建設コンサルタント等の業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 24 年 10 月 10 日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和
◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27
○平成 24 年阪神高速公告第 22 号
1　工種及び業種の区分　一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする方の工種及び業種の区分は、次のとおりとします。
なお、建設工事の工種の後のかっこ書きは、各工種を申請するのに必要とされる建設業法（昭和24年法律第100号）の許可の種別を表しています。
〔建設工事の場合〕
①　土木（土木工事業）
②　橋梁（メタル）(とび・土工工事業又は鋼構造物工事業)
③　橋梁（Ｐ・Ｃ）(土木工事業)
④　舗装（ほ装工事業）
⑤　電気（電気工事業）
⑥　電気通信（電気通信工事業）
⑦　塗装（塗装工事業）
⑧　建築（建築工事業）
⑨　遮音壁（土木工事業、とび・土工工事業又は鋼構造物工事業）
⑩　管（管工事業）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事業又は消防施設工事業）
⑫　標識設置（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業又は機械器具設置工事業）
⑬　造園（造園工事業）
⑭　維持修繕（土木工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業又はとび・土工工事業）
⑮　その他（①～⑭に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務
2　インターネット一元受付による申請（経常建設共同企業体を除きます。）
⑴　パスワードの事前取得　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成24年11月１日（木）から同11月30日（金）までの間にパスワードの請求手続をしてください。詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
⑵　申請用データの受付期間　建設工事及び測量・建設コンサルタント等ともに平成24年12月３日（月）から平成25年１月15日（火）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）は除きます。
問い合わせ先
インターネット一元受付ヘルプデスク
電話番号　06―7507―1070（建設工事）
048―600―6670（測量・建設コンサルタント等）
開設期間　平成24年11月１日（木）から平成25年１月15日（火）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始は除きます。
3　文書受付による申請
⑴　定期受付
①　建設工事及び測量・建設コンサルタント等（郵送方式）　平成24年12月３日(月)～平成25年１月22日（火）消印有効。
②　経常建設共同企業体(郵送又は持参方式)
平成25年４月１日（月）以降随時に受け付けます。
なお、経常建設共同企業体の申請に当たっては、全構成員がその申請工事につき単独で、平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。
⑵　随時受付　申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は、随時受け付けます（持参又は郵送のみ）。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始は除きます。
⑶　申請書の種別　申請書の種別は次のとおりとします。
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
②　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）
③　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
⑷　申請書の入手方法　⑴の申請書は、平成24年11月１日（木）以降、当社ホームページ（http://www.hanshin-exp.co.jp/）に、様式類を掲出しますので、必要な様式をダウンロードしてください。
⑸　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付してください。
〔建設工事の場合〕
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書であって下記［１］及び［２］の要件を満たすものの写し。
［１］経営事項審査に係る告示（平成20年国土交通省告示第85号をいい、以下「告示」といいます。)第一の一の２に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、平成23年６月30日以降のもの(平成23年６月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、最新のもの)、随時の一般競争(指名競争)参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７ヶ月前の日以降のもの。
［２］平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けているもの（当該改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除きます。)。